

取扱区分：「公開」

令和5年第3回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年3月10日（金）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第3回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年3月10日(金) 午前10時02分 ~ 午前10時49分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

| | | | |
|------|-------------------|------|---------|
| 第1番 | 秋 貞 啓 子 | 第2番 | 有 馬 俊 雅 |
| 第3番 | 岩 田 実 | 第4番 | 佐 伯 伴 章 |
| 第5番 | 白 石 純 治 | 第6番 | 高 橋 恵 |
| 第7番 | 田 中 榮 作 | 第8番 | 歳 光 時 正 |
| 第9番 | 野 村 邦 幸 | 第10番 | 林 俊 一 |
| 第11番 | 原 田 雅 之 | 第12番 | 弘 中 壽 |
| 第13番 | 藤 井 孝 | 第14番 | 藤 原 典 子 |
| 第15番 | 松 田 孝 行 | 第16番 | 山 崎 光 夫 |
| 第17番 | 笠 井 保 雄 (会長職務代理者) | | |
| 第18番 | 山 下 敏 彦 (会長) | | (1人欠員) |

(2) 欠席委員 0人

(3) 事務局職員 3人

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 局 長 | 中 山 浩 毅 | 次 長 | 杉 岡 清 伸 |
| 次長補佐 | 時 重 智 一 | | |

(4) 関係部署職員 2人

| | |
|-----------------|-----------|
| 産業振興部農林課 課長 | 六 郎 万 淳 一 |
| 産業振興部農林課 農政担当係長 | 井 手 恵 子 |

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

| | | |
|--------|---|------|
| 議案第8号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第9号 | 登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定の解除について | 1件 |
| 議案第10号 | 改正前の農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積要件に係る別段の面積の廃止について | 1件 |
| 議案第11号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第12号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第13号 | 違反転用者等に対する命令の内容の一部を改正することについて | 1件 |
| 議案第14号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について | 332件 |
| 議案第15号 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について | 1件 |
| 議案第16号 | 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について | 1件 |
| 議案第17号 | 周南市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程制定について | 1件 |

第3 報告事項

| | | |
|--------|--------------------------------|-----|
| 報告第11号 | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について | 4件 |
| 報告第12号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について | 2件 |
| 報告第13号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 8件 |
| 報告第14号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について | 1件 |
| 報告第15号 | 現況が農地でないことの証明等について | 11件 |

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中18人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第12番・弘中壽委員、第14番・藤原典子委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

本件について、第17番・笠井保雄委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することができません。

笠井委員におかれましては、ご退席をお願いいたします。

（笠井委員退席）

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページの議案第 8 号は、1 議案 2 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑 4 筆他 1 筆の面積が1,910平方メートルで、申請譲受人が所有し耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は農業後継者がいないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約88アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の笠井委員に代わって原田委員が現地調査をしましたので、原田委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。

議案第 8 号 1 番について補足説明をいたします。

去る 2 月 20 日に事務局職員、譲受人と現地確認及び意思確認、3 月 6 日に譲渡人と自宅にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請 5 筆のうち、888 番の 1 は、一部果樹及び野菜が栽培され、ほかの部分は耕耘されて溝が切られておりました。

987 番の 1 は狭小で草刈りがされており、他 3 筆のほ場は野菜が栽培されておりました。

いずれのほ場も草刈り管理されておりました。

譲渡人は今まで耕作管理してきたものの、一時期体調を崩して耕作できない時期があったということです。

その時に、今後のことを考える機会があったとのことで、農業後継者もいないため、今後荒らすわけにもいかず、申請地に隣接して営農されている譲受人に譲り渡したいとのことでした。

譲受人も、譲渡人の申し出に応じ、耕作管理していきたいとのことでした。

いずれのほ場も不整形地であることや水を引くことが困難なため、果樹及び野菜を栽培していくつもりであるとのことでした。

農機具の保有の状況も、トラクター1台、コンバイン2台、田植え機1台、軽トラ1台、管理機等を保有しています。

譲受人は地域でも中心的な農家で、近隣農地を耕作しており、周辺農家との連携も取れており、問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号1番は、許可と決定いたします。

笠井委員は、ご入場のうえ、ご着席ください。

(笠井委員着席)

続きまして、議案第8号、番号2番を議題といたします。

議長（山下会長）

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が939平方メートルで、申請譲受人が所有し耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は今後耕作する予定がないため譲り渡すものです。

譲受人は、野菜を栽培するため、農地を取得するものです。

取得後の農地は約45アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

第9番野村です。

去る2月20日に事務局職員、推進委員と現地確認をいたしました。

現地は申請譲受人が持っている土地のちょうど真ん中にあるため、今まではほとんど譲受人が草刈り等の管理をしておりました。

今回、野菜を作るために、譲り受けることにしたということです。

譲渡人には2月20日に電話で意思確認をいたしまして、譲受人には同日会って話をしました。

問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第8号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第9号「登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定の解除について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

2ページの議案第9号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

登録空き家に付随した農地として指定した農地について、周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱第7条第2号の「周南市空き家情報バンク制度要綱第6条第1項の規定により空き家情報の登録が抹消されたとき」に該当するため、その指定を解除することについて、同要綱第8条の規定により総会にお諮りするものです。

所在、地目、地積は記載のとおりです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第9号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号1番について、採決を行います。

本件は、登録空き家に付随した農地の指定を解除することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第9号、番号1番は、登録空き家に付随した農地の指定を解除することと決定いたします。

続きまして、議案第10号「改正前の農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積要件に係る別段の面積の廃止について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

2ページの議案第10号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号が令和5年4月1日に施行されます。

これに伴い、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積要件が撤廃されます。

別紙のとおり、下限面積要件に係る別段の面積の公示を行っておりますが、今回の法改正に伴い令和5年3月31日限りで廃止することについてお諮りします。

なお、総会で決定した後、下限面積要件に係る別段の面積の廃止について公示します。

以上でございます。

議長 (山下会長)

それでは、ただ今の議案第10号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号について、採決を行います。

本件は、下限面積要件に係る別段の面積を廃止することについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第10号は、下限面積要件に係る別段の面積を廃止することと決定いたします。

続きまして、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページの議案第11号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請人は、農地の一部の99平方メートルを転用して里道の拡張をしようとするものです。

申請地は、湯野小学校から北約780メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本件は、顛末書が添付されています。

石垣斜面が崩落の危険があったため、農地転用の許可を得ず、1月中旬から土留め用石垣の一部を構築する工事に着手しましたが、農業委員会の審議を待つため現在工事を中断しています。

反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の弘中委員に代わって私が現地調査をしましたので、その結果及び補足説明をいたします。

番号1番について、去る2月13日に事務局と共に現地を確認の上、その日に申請人に電話にて確認を行いました。

申請地は、申請人の自宅前の申請人が耕作する田です。

自宅と当該申請地の間に、里道がありますが、この里道より約1.7メートル下に当該申請地があります。

里道の石垣が崩落の危険があり通行困難となったため、農地の一部を埋め立て、石垣を組み替え、里道の道幅を拡張しようとするものです。

なお、この里道の拡張については、法定外公共物の所管である本市道路課と協議済みです。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第11号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第11号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4 ページから 5 ページの議案第12号は、1 議案 4 件です。

それでは、番号 1 番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積340.99平方メートル、パネル枚数132枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を耕作する予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市湯野支所から北約370メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番弘中です。

当案件について先に譲渡人、譲受人双方に所有権移転の契約が成していることを確認いたしました。

去る2月21日に事務局職員と共に現地調査をしました。

当該申請地については、連担的に農地の太陽光発電への転用が続く地域です。

これが転用されることによって、周囲の農地への悪影響はないものというふうに判断されます。

そういった状況であります。

議長（山下会長）

以上です。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第12号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 397.82 平方メートル、パネル枚数 154 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間駅から南約 1,100 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されてお

り、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。

議案第12号2番について補足説明いたします。

去る2月22日に事務局職員と現地確認、3月3日に譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は現状草が刈られておりました。

譲渡人の話では申請地は20年以上耕作しておらず、時々草刈りをしてきたものの、かなり荒廃した状態であったとのことでした。

高齢にもなってきた後継者もおらず、管理していくのが困難になったため、この度譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、譲渡人も申請地の維持管理が困難になっていること、日当たりの良いことなど、申請地が適地と判断し取得するとのことでした。

周囲は道路、休耕中の農地、宅地で、周辺土地所有者に事前に説明に行っているとのことでした。

一部隣接した耕作中の農家にも事前に説明しておくよう依頼しております。

草刈りに関しては年2回実施すること、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するとのことでした。

当事業にあたり、周辺土地所有者には誠意をもって対応することでした。

施工に当たっても公道に面しており、特に支障はないと考えております。

太陽光発電パネルの設置で、パネル高さも1.5メートル弱と日当たり等周辺農地への影響もないと考えます。

排水は農業用水路への放流ですが、雨水のみで汚水の発生もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第12号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439.15平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水小学校から北西約250メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定まっている第3種農地に該当します。

申請地の、近隣配慮のための 162.45 平方メートルを除いた有効敷地面積は、1,843.55 平方メートルです。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

番号3番について、去る2月22日事務局職員と推進委員の3人で現地確認をいたしました。

申請地は河川をはさんだ向かい側に高水小学校、また一方は市道に面しています。

現況は譲渡人が3年から4年前までは、水稻を栽培されていましたが、ここ数年、高齢であることと、足が悪く、農地として維持管理することが困難なことから、休耕されてきました。

しかし、年数回草を刈って、トラクターで時々耕耘されていましたが、今後も続けることができないことから、譲受人の希望どおり太陽光発電設備を設置することに賛同し、譲渡することにしたとのこと。

譲受人は太陽光発電設備を設置し、売電により収益を上げたいとのことで、今回の太陽光発電設備設置について、周辺の土地所有者に説明し、承諾をしてもらいました。

北側の宅地所有者については、隣接するため、宅地の生垣の管理をする空間がほしいということで、フェンスの位置を譲渡人、設置事業者、三者で協議してもらい、フェンスの位置を決定し、理解していただきました。

また、市道に面した側も、市道の側溝と水路を兼ねていることか

ら、水路の保守管理する空間を取ってフェンスの位置を約1メートル内側に変更してもらいました。

今後、隣接地及び施設等の保守管理する空間を取って、フェンスの位置を協議する必要があると思います。

以上、提出書類も揃っていて、何ら問題ないと思われます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第12号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、一筆の農地には、パネル設置面積139.56平方メートル、パネル枚数54枚を設置するもので、発電出力は14.85キロワットが1基です。

もう一筆の農地には、パネル設置面積248.10平方メートル、パネル枚数96枚を設置するもので、発電出力は29.7キロワットが1基です。

申請地は、周南市四熊市民センターから南西約230メートルに位

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

第16番山崎委員

16番山崎です。

議案第12号番号4番については、去る3月2日に譲渡人と譲受人、事務局職員、推進委員と現地で面談し、調査と意思確認をしましたのでご報告します。

譲渡人は高齢で後継者もいなく、しかも遠距離に住んでいるため、農地の管理に困って売却を考えられていたところでございます。

一方、譲受人は太陽光発電に適した土地を探しておられ、双方が一致し農地を譲り渡されるものでございます。

農地は市道をはさんで上と下であり、草刈りがされてよく管理がされておりました。

また、少し離れたところに民家がありますが、設置にあたってはそこから距離を置くとのことでございます。

さらに、この農地は市道を挟んでいるため、市道から1.5メートル離して設置することとしております。

雨水については、排水溝等に自然流下となりますが、工事にあたっては市道を挟んでいるため、通行に支障がないよう配慮していただくこととし、地元の自治会長にも話をしているところでございます。

別に問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第12号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号「違反転用者等に対する命令の内容の一部を改正することについて」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第13号についてご説明いたします。

本議案は、2月10日の総会の議案第7号に関連します。

命令の履行について、周南市農林課との協議もあり、期限を設定することが適当ではないと考えていましたが、その後の関連法令を確認しましたところ、農地法第51条第2項及び農地法施行規則第99条第2号の規定により、「命令の年月日及び原状回復等の措置を講ずべき旨の命令をするとき、その履行期限」を命令書に記載することとなっていますことから、鉄骨柱の撤去と原状回復についてそれぞれの内容に応じて3か月の期限を設けようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第13号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号について、採決を行います。

本件は、命令の内容の一部を改正し、鉄骨柱の撤去と原状回復について原案のとおり期限を設けることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号は、命令の内容の一部を改正することに決定いたします。

次の議題に入る前に、農林課職員の着席をお願いします。

(農林課職員 2名 着席)

議長 (山下会長)

次の議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、7ページから88ページまでの、1議案332件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1番から番号120番までの徳山地区及び新南陽地区分、番号121番から番号198番までの熊毛地区分、番号199番から番号283番までの鹿野地区分、番号284番から番号332番までの農地中間管理機構分に4分割して審議をしたいと思います。これにご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案の説明の後、4分割して審議をすることといたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

本件につきましては、周南市長より農用地利用集積計画案についての決定を求められたもので、農林課の説明を受けた後、農業委員

会の決定をしたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、六郎万課長よろしく申し上げます。

農林課六郎万課長

農林課の六郎万です。

よろしく申し上げます。

それでは、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明をさせていただきます。

本日は1月までに受け付けました、農用地利用集積計画に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、4月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区127件、新南陽地区16件、熊毛地区84件、鹿野地区105件の計332件、727筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、284番から332番までの徳山地区、熊毛地区、八代地区、鹿野地区のもので、49件、161筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、最初に、議案第14号の番号1番から番号120番までを一括して議題といたします。

第2番・有馬俊雅委員、第3番・岩田実委員、第4番・佐伯伴章委員及び第13番・藤井孝委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参加することができません。

4名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員4名退席）

議案第14号、番号1番から番号120番までの案件について質疑を行

います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号、番号1番から番号120番までについて、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号、番号1番から番号120番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

(委員4名着席)

次に、議案第14号の番号121番から番号198番までを一括して議題といたします。

第8番・歳光時正委員、第11番・原田雅之委員及び第17番・笠井保雄委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参加することができません。

3名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員3名退席)

議案第14号の番号121番から番号198番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号の番号121番から番号198番までについて、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号の番号121番から番号198番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

(委員3名着席)

次に、議案第14号の番号199番から番号283番までを一括して議題といたします。

第9番・野村邦幸委員、第10番・林俊一委員及び第15番・松田孝行委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参加することができません。

3名の委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員3名退席)

議案第14号の番号199番から番号283番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号の番号199番から番号283番までについて、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号の番号199番から番号283番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

(委員3名着席)

最後に、議案第14号の番号284番から番号332番までを一括して議題といたします。

議案第14号の番号284番から番号332番までの案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号の番号284番から番号332番までについて、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号の番号284番から番号332番までは、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで農林課職員は退席します。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第15号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

89ページの議案第15号についてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について、2月10日に市長から諮問があり、同日の委員全員協議会で、それまでに示された素案からの変更点について農林課から説明があったところです。

その後、農業委員の皆様から個別に頂いたご意見に対する周南市の意見について、別紙「委員提出意見の概要及び周南市農業委員会に回答のあった周南市の意見の概要」にまとめています。

以上でございます。

議長 (山下会長)

それでは、ただ今の議案第15号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号について、原案のとおり承認する旨を市長に答申いたします。

続きまして、議案第16号「周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

議案第16号について御説明いたします。

これは、2月10日の委員全員協議会でお伝えしましたとおり、国の通知に基づき、指針の変更をするものです。

別紙として「農地利用最適化推進委員提出意見の概要及び周南市農業委員会事務局の考えの概要」を添付しております。

ご意見をいただき、農地法等の関係法令の改正に伴い、農業委員会が取り組むべき課題に対して、どのように、どこまで取り組むかについて、今後、地域毎に協議を進めていくべきであると考えます。

以上でございます。

それでは、ただ今の議案第16号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

また、「てにをは」のような簡易な修正については、会長に一任をしていただきたいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号は原案のとおりとし、簡易な

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

修正は会長の専決により行うことに決定いたします。

続きまして、議案第17号「周南市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第17号についてご説明いたします。

これは、周南市個人情報保護条例に代わり、個人情報の保護に関する法律及び周南市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、周南市全体の個人情報の保護が図られることから、所要の改正をするものです。

運用については、従来通り市長部局と同様の扱いとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第17号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第17号は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第11号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

90ページから91ページまでの報告第11号は、農地等を相続等によ

り所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は4件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

92ページの報告第12号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

93ページから94ページまでの報告第13号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動を

するもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

95ページの報告第14号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

96ページから99ページの報告第15号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農

業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、番号 4 番の一部の土地については、農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しましたが、これらを除く土地については、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号 4 番及び番号10番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第 2 項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和 5 年第 3 回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 10 時 49 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年3月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 弘 中 壽

委 員 藤 原 典 子